

OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



目次

【個人情報保護法】

個人情報保護法の改正と企業実務に与える影響(下)

1

Cookie IDを含む連絡可能個人関連情報の取扱い、
課徴金制度の導入など

上原 拓也

【保険業法】

保険業法改正(2026年6月1日施行)等に係る

解説及び実務上のポイント

～保険募集に関する改正を中心に～

2

小宮山 泰史

【インドネシア法】

従業員から取締役へ

—最高裁判所通達2022年1号の下におけるジレンマ—

3

逢見 昂平・Julius Singara (Maramis Purba Santi Singara法律事務所)・
Amanda Christie (Maramis Purba Santi Singara法律事務所)

【薬機法】

医薬品等に関する

日本版Warning Letter制度が始まっています

4

井上 拓磨

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

個人情報保護法の改正と 企業実務に与える影響(下)

Cookie IDを含む連絡可能個人関連情報の取扱い、
課徴金制度の導入など



大江橋法律事務所 パートナー弁護士 /
ニューヨーク州弁護士 /
情報処理安全確保支援士
上原 拓也

▶ PROFILE

takuya.uehara@ohehashi.com

第1 はじめに

この記事は、前号と本号の2回に分けて、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」(令和8年法律第56号)による改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」といい、現行法を含む個人情報の保護に関する法律を一般に「個情法」といいます)の内容と、それを踏まえて企業に求められ得る今後の対応について概説するものです。

前号注1の公開時(2026年7月1日)、改正法は衆議院を通過済みであったものの未成立の状態でしたが、その後参議院での審議を経て2026年7月10日に可決・成立し、同月17日に公布されました。改正法全体の施行は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており(改正法附則1条柱書本文)、主管官庁である個人情報保護委員会(以下「委員会」といいます)は、2028年春から7月までのいずれかの時点での施行を目指しているようです注2。

その間の2027年には、改正法の細則や解釈を定める政令、委員会規則、ガイドライン、Q&A等の整備及び公布・公表が見込まれています。改正法が実際に施行された後の具体的な運用については、政令等の公布・公表や施行後の執行例等の蓄積を待たなければ分からない点も多いところですが、この記事では、脱稿時点(2026年9月1日時点)の公開情報に基づき、一定の推測や予想も交えて改正法の主な内容を概説します。

以下では、改正法の4つの柱である①適正なデータ活用の推進、②リスクに適切に対応した規律、③不適正利用等防止、及び④規律遵守の実効性確保のための規律のうち、前号の残り(②のうちデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律

及び漏えい等発生時における本人通知義務の緩和、並びに③及び④)を取り上げます。

第2 リスクに適切に対応した規律

■ データ処理等の委託を受けた事業者に対する規律

現行の個情法の下で、事業者が個人データ注3の取扱いを外部に委託する場合、当該委託に伴う個人データの提供について本人の同意は不要とされる(27条5項1号)一方、委託元の事業者は、当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされています(25条)。

この点に関し、IT技術の進展に伴って、例えばクラウドサービスの利用など、個人データ等の取扱いについて実質的に第三者に依存するケースが拡大しています。そのようなケースで、依存している側＝「委託元」が依存されている側＝「委託先」に対して実効的な「監督」を行うことは事実上困難であるとの指摘があります。

こうした状況を踏まえ、改正法は、事業者が個人情報等(個人

注1 大江橋ニュースレター2026年7月号「個人情報保護法の改正と企業実務に与える影響(上)ーAI開発等の場面における本人同意要件の緩和、子供の個人情報や顔特徴データ等の取扱い」。

注2 委員会事務局「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組について」(2026年7月31日)。

注3 個人情報データベース等(個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの。個情法16条1項)を構成する個人情報(同条3項)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

情報、仮名加工情報^{注)4}、匿名加工情報^{注)5}及び個人関連情報^{注)6}。30条の2第5項)の取扱いを外部に委託した場合における委託先事業者に関し、委託元の事業者との間で締結した委託契約において、①当該個人情報等の取扱いの方法、②当該個人情報等に係る漏えい等の事態が生じ、又は当該個人情報等が委託業務の遂行に必要な範囲を超え、若しくは委託契約に定められた取扱いの方法に反して取り扱われたことを知ったときは、速やかに委託元の事業者に対してその旨を報告すること等の一定の事項を定めていることを条件に、個人情報に基づき事業者が負うべき義務の大部分を免除する特例を用意しています(58条の2)。

これは、一見すると委託先事業者に対する規制緩和のように見えますが、必ずしもそうとはいえない切れません。すなわち、従前、事業者が個人データの取扱いを外部に委託する場合において、個人データの一部のみを切り出して委託先に提供する場合、委託先においては個人情報に当たらない(個人関連情報に当たるにすぎない)情報のみを取り扱うケースが存在したところ、そのようなケースでは、委託先事業者は当該情報を個人関連情報として取り扱えば良く、個人情報(個人データ)を取り扱う場合と同等の義務を負うものではないとするのが委員会の考え方でした^{注)7}。この考え方に従うと、自らにとっては個人関連情報に当たらない情報のみを取り扱う委託先事業者は、当該情報を個人データとして取得することが想定される第三者に対して当該情報を提供する場合に本人の同意が得られていること等の確認義務を負う(個人情報法31条1項。後記第3の1参照)一方、当該情報について漏えい等の事態が生じたり、委託業務の遂行に必要な範囲を超えた取扱いがされたりしたからといって、委託元に報告する必要はなく、委託元にとってみれば、自らが取り扱う個人データの一部について、自らの関知しないところで漏えい等の事態や委託業務の遂行に必要な範囲を超えた取扱いが発生し得る(その結果、自らが法令違反等の責任を負いかねない事態に陥る)ことになります。こうしたケースにおける委託関係につ

いて、改正法は、委託先を個人情報法上の義務の大部分から解放することと引換えに、委託元による監督権限を強化し、委託先による個人情報法の趣旨に沿った情報取扱いを間接的に担保するという新たな選択肢を用意したという評価が可能です。

なお、改正法の特例の対象となる委託先事業者においても、委託に伴って取り扱う情報が、自らにとって個人データ、仮名加工情報等の安全管理措置義務(23条、42条3項等)の対象となるものである場合、当該安全管理措置義務については引き続き自ら直接負うものとされています。また、改正法は、他の事業者から個人情報の取扱いの委託を受けた事業者に対し、委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて当該個人情報を取り扱うことを明示的に禁止しているところ(30条の3)、この禁止規定も、上記特例の対象となる委託先事業者において引き続き遵守が必要なものとされています(ただし、この禁止規定自体は、現行法の下でもガイドライン等を通じて広く認められていた解釈^{注)8}を明文化したものであって、実務に与える影響は必ずしも大きくないと思われます)。

2 漏えい等発生時における本人通知義務の緩和

現行の個人情報法は、個人データの漏えい等のうち、当該個人データに係る本人の数が1000人を超えるなどの特定の種類のものについて、これが生じた事業者に対し、監督官庁への報告と本人への通知を義務付けています(26条)。例えば顧客IDなど、

注)4 法定の措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報(個人情報法2条5項)。

注)5 法定の措置を講じて(他の情報との照合の有無にかかわらず)特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの(個人情報法2条6項)。

注)6 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの(個人情報法2条7項)。

注)7 このことを前提に、委員会の考え方を批判する見解として、石井夏生利ほか編著『個人情報保護法コンメンタール(第2版)第1巻』(勁草書房、2025年)858頁。

注)8 委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(2026年6月一部改正)3-6-3(1)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

それ単体では特定の個人を識別できない情報でも、事業者において他の情報（氏名、連絡先等）と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものであれば、ここでいう「個人データ」に該当するため、かかる情報につき1000人分を超える漏えい等が発生すれば義務の対象となります。

一方、特に本人への通知義務（個情法26条2項）は事業者にとって負担が大きく、上記のような単体では特定の個人を識別できない情報の漏えい等についてまでこれを事業者に課すことは過剰であるとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、現行の個情法が「本人への通知が困難な場合」に限って例外を認めていた上記義務について、「本人への通知が困難」とまではいえなくとも、「本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」として委員会規則で定める場合にも例外を認めるものとしています（改正法26条2項ただし書）。

どのような場合がこの例外に該当することになるのかについては、今後の委員会規則等の制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要がありますが、現時点で委員会は、少なくとも、「サービス利用者の社内識別子（ID）等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合」を例外に当たるものとして想定しているようです^{注）9}。

なお、委員会は、2025年3月の時点では、①監督当局への報告義務（個情法26条1項）についても、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提として、一定の範囲で速報（事態を知った後概ね3～5日以内を目安に^{注）10}速やかに行う報告。個情法施行規則8条1項）を免除することを可能としたり、漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付のようなケースについては、確報（事態を知った日から原則30日以内に行う報告。同条2項）を一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容したりすることや、②漏えい等だけでなく、違法な個人データの第三者提供についても報告・通知義務の対象にすることを検討していました^{注）11}。

これらは今回の改正法そのものには盛り込まれませんでした。今後、委員会規則・ガイドライン等の改正を通じて制度化がされる見込みです^{注）12}。

第3 不適正利用等防止

Ⅰ 連絡可能個人関連情報に関する規律

現行の個情法は、個人関連情報に関しては、これを個人データとして取得することが想定される第三者に対して提供する場合に限って、当該第三者が本人の同意を得ていること等の確認を事業者を求める規律（31条）を置いているのみです。

一方、個人関連情報の中でも、特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等（電話番号、住所、電子メールアドレス、Cookie ID等）が含まれる情報については、例えば当該個人をフィッシングサイトへ誘導したり、インターネット上で投資詐欺広告を表示したりといった当該個人への連絡を通じ、当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害を生じさせ得るため、上記のような特定場面に限定した規律では、個人の権利利益保護の観点から不十分との指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、住所（過去のものを含む）、電話番号・FAX番号、電子メールアドレス、端末識別子その他特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として委員会規則で定めるものが含まれる（又は、他の容易に照合することができる情報との照合によりかかる記述等を特定することができることとなる）個人関連情報を「連絡可能個人関連情報」と定義した上で（2条8項）、違法又は不

^{注）9} 委員会事務局「個人情報保護法等の一部を改正する法律について」（2026年7月）13頁。

^{注）10} 委員会・前掲^{注）8}・3-5-3-3。

^{注）11} 委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（2025年3月5日）11～12頁。

^{注）12} 委員会事務局・前掲^{注）9}・13頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用すること、及び偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得することを禁止する規定を新設しています(31条の2)。

いかなる場合が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」ないし「偽りその他不正の手段」に当たるのかについては、今後の委員会規則等の制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要がありますが、現時点では、現行の個情法が個人情報を対象として既に置いている同様の規律(19条、20条1項)の解釈が参考になるものと思われます。例えば、現行の個情法の下では、防犯カメラを設置する場合に、その設置状況等から、カメラにより自らの個人情報(映像等)が取得されていることを本人に容易に認識可能といえない場合には、防犯カメラが作動中であることを店舗や駅・空港等の入口やカメラの設置場所等に掲示する等の措置を講じなければ、「偽りその他不正の手段」による個人情報の取得に当たる可能性が示唆されているところ^{注)13}、これを敷衍すると、ウェブサイト上で、後に本人への連絡(例：オンラインサービスへの登録手続途中で離脱した潜在的ユーザーに登録再開を催促する連絡など)を行うことを企図しつつ、本人への通知や公表を行うことなく電子メールアドレスやCookie IDを取得するようなケースは、「偽りその他不正の手段」による連絡可能個人関連情報の取得と解される可能性を否定できないため、関連する事業者は留意が必要です。

なお、上記禁止規定は、同様の記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについても準用される予定です(改正法42条4項、46条の2)。

2 オプトアウト制度に関する義務の追加

現行の個情法は、第三者に個人データを提供しようとする事業者に対し、あらかじめ本人の同意を得ることを求めています(27条1項)、当該個人データについて、本人の求めに応じて提

供を停止することとしている場合であって、当該事業者自身の名称や住所、本人の求めを受け付ける方法等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、委員会に届け出たときは、例外的に、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供できるものとしています(いわゆるオプトアウト制度。同条2項)。

一方、オプトアウト制度を利用する事業者の中には、違法行為に及ぶ者にも名簿を転売するような悪質な名簿屋や、そうした名簿屋に個人データ(名簿)を提供する者も含まれており、オプトアウト制度に基づいて提供された個人データがいわゆる「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっているとの指摘がありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、オプトアウト制度に基づき個人データを提供しようとする提供元事業者に対し、あらかじめ、①提供先の第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、並びに②当該第三者における当該個人データの利用目的を確認することを新たに義務付けています(27条7項)。また、提供先の第三者においても、提供元から①及び②の確認を求められた際に、当該事項を偽ってはならないものとし(同条8項)、その違反について10万円以下の過料の対象としています(186条1号)。

オプトアウト制度については、悪用への懸念から、現行の個情法の下でも、要配慮個人情報の提供や、オプトアウト制度に基づき取得した個人データの提供(いわゆる二重オプトアウト)には利用できないなどの制限が課されています(27条2項ただし書)。今回の改正でも、上記確認義務の新設に加え、特定生体個人情報(前号第3の2参照)の提供には利用できないものとされるなど(改正法27条2項ただし書)、更なる制限が加えられることになり、今後も厳しい規制の対象となることが予想されます。

注)13 委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」(2025年7月1日)1-13。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

第4 規律遵守の実効性確保のための規律

■ 勧告・命令等の実効性確保

現行の個情法の下で、事業者が個情法上の法的義務に違反した場合、委員会は、まずは当該事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告するものとされており(148条1項)、勧告を超えた強制力を有する命令を発することができるのは、①勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかった場合において、個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるとき(同条2項)、又は②個人の重大な権利利益を害する事実が現に存在するため緊急に措置をとる必要があると認められるとき(同条3項)に限られています。

一方、委員会が公表している統計資料によると、勧告は多い場合でも年間数件存在するのみであり、また、命令は正常な事業活動を行っている事業者に対して発せられたことがこれまでなく、個情法の抑止力に疑問を呈する意見もありました。

こうした状況を踏まえ、改正法は、勧告を経ずに発出できる上記②の命令(緊急命令)の要件について、個人の重大な権利利益を害する事実が現に存在するとはいえない場合であっても、「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」といえば緊急命令を発出できるものとしています(148条3項)。その反面、勧告前置が前提の上記①の命令の要件については、「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」とされていたものを、「個人の重大な権利利益が害されるおそれがある」へと緩和しています(同条2項)。

どのような場合が「個人の重大な権利利益の侵害が切迫している」として緊急命令を発出できるのかについては、今後のガイドライン等の制定等を通じた議論の蓄積を待つ必要があります

が、現時点で委員会が念頭に置いているのは、例えば、「名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋(ブローカー)だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案」などのようです^{注)14}。

また、改正法は、勧告・命令の内容についても、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置にとどまらず、「当該違反行為に係る事実の本人に対する通知若しくは公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」をとるべきことを勧告・命令することができるものとしています。例えば、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に対して違法に提供された名簿に個人情報に掲載された本人にその事実を通知し、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずる契機としてもらうといったケースが想定されているようです^{注)15}。

以上に加え、現行の個情法の下での勧告・命令は、いずれも違反行為を行った事業者自身に対してのみ発出できるものとされており、かかる事業者が違反行為に当たって利用したクラウドサービスやホスティングサービスの提供事業者といった第三者に対しては、委員会から任意の協力要請ができるのみであったところ、改正法は、かかる第三者に対し、当該違反行為に係る個人情報等の取扱いの停止、サービス提供の停止その他の当該違反行為を中止させるために必要な措置等をとるべき旨を要請できるものとしています(148条の2第1項・3項)。この要請を受けて措置を講じた第三者は、違反行為を行った事業者に対する損害賠償責任を負わないものとされており(同条2項・4項)、第三者が要請に従うインセンティブを与える設計が採用されています。

^{注)14} 委員会事務局・前掲^{注)}9・16頁。

^{注)15} 委員会・前掲^{注)}11・8～9頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

2 悪質事案に対応するための刑事罰

現行の個人情報法の下では、個人情報データベース等不正提供等罪として、事業者やその役職員がその業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を罰しています（法定刑は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金。179条）。

この点に関し、本人の権利利益を害する程度には、不正な利益を図る目的での提供行為と加害目的での提供行為とで差異が認められないとの指摘を踏まえ、改正法は、「本人その他の者に損害を加える目的」での提供等の行為も処罰の対象にし、かつ、法定刑も2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金へと引き上げました（178条）。なお、行為者が所属する法人に対しては、両罰規定により1億円以下の罰金が科され得ます（185条1項1号。この点は現行法から変更なし）。

また、不正に取得された個人情報は、当該情報を用いた詐欺その他の犯罪等につながり得る不適正な利用がなされる蓋然性が高いことから、改正法は、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は、本人、個人情報を保有する者その他の者に損害を加える目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により個人情報を取得する行為を、新たに処罰の対象に加えました（法定刑は2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金。180条1項）。

3 課徴金制度の導入

前記1のとおりの現行の個人情報法の抑止力に疑問を呈する意見がある中で、改正法は、新たな違反行為の抑止策として、課徴金制度を導入しています。

改正法の制定に向けた議論の中では、違法な第三者提供に

係る規制等への違反行為のほか、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為をも対象に含めるべきとの意見もみられましたが注16、最終的に成立した改正法は、事業者が、①不正利用行為（個人情報19条違反）が想定される第三者に対する個人情報の提供又はかかる第三者の求めに応じて行う個人情報の利用、②不適正取得（個人情報20条1項違反）の結果取得した個人情報の利用、③第三者提供規制（個人情報27条1項）に違反する個人データの提供、④「統計作成等」の特例（前号第2の1参照）に違反する個人情報の取扱い又は提供のいずれかに該当する行為（又は当該行為をやめること）の対価として金銭その他の財産上の利益を得たときに対象を限定し（改正法148条の3）、漏えい等・安全管理措置に係る規制への違反行為は対象に含めないものとなりました。

また、課徴金制度が過剰な規制となること等を回避するとともに、適法な行為を萎縮させない制度とする観点から、改正法は、上記①から④までの対象行為の中でも、以下の要件をいずれも満たす場合に限りて課徴金の対象としています。

- 主観的要件：事業者が対象行為を防止するための相当の注意を怠ったこと。
- 規模要件：対象行為に係る本人の数が1000人以上であること。
- 権利利益侵害要件：個人の権利利益を害する程度が大きい場合として政令で定めるときに当たらないこと。

権利利益侵害要件の具体的な内容は政令に委ねられていますが、委員会は、基本的に勧告・命令の対象となる事案に限定することを想定しているようです注17。前記1のとおりの現状、勧告は多い場合でも年間数件存在するのみであることから、改正法が施行されたからといって、直ちに多数の課徴金命令が発出されるということは想定しづらい状況です。

なお、課徴金の額については、事業者が対象行為又は対象

注16 委員会・前掲注11・13～15頁。

注17 委員会事務局・前掲注9・19頁。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

行為をやめることの対価として得た金銭その他の財産上の利益に相当する額とされており、具体的な算定方法は政令に委ねられています。上記①から④までの対象行為は、常に直接的な対価を伴うものではないとも思われるところ（例えば、「統計作成等」の特例に違反して個人情報をも目的外自己利用した場合など）、具体的な算定方法次第では、そもそも課徴金の対象となり得るケースが相当限定される可能性もあるため、政令の制定に向けた議論に注意が必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

保険業法改正 (2026年6月1日施行) 等に係る解説及び実務上の ポイント

～保険募集に関する改正を中心に～



大江橋法律事務所 弁護士
小宮山 泰史

▶ PROFILE

taishi.komiyama@ohebashiri.com

第1 はじめに

2026年6月1日に改正保険業法及び関連法令が施行されました。これらの改正は、昨今の保険金不正請求事案^{注)1}や保険料調整行為事案^{注)2}の発生を契機として、金融庁「『損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議』報告書—我が国保険市場の健全な発展に向けて—」(2024年6月25日公表)及び金融審議会「『損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ』報告書」(2024年12月25日公表。以下「WG報告書」といいます)においてなされた提言等を踏まえたものです。主な改正点としては、

- 特定大規模乗合保険募集人(保険会社向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」といいます)Ⅱ-4-2-1(4)④において定義。以下同じ)に対して、保険募集の業務や兼業業務に関する体制整備義務の強化
- 保険会社等に対して、特定大規模乗合保険募集人や兼業を行う代理店に関する体制整備義務の強化
- 保険会社等による保険契約者等への特別の利益の提供の禁止の拡大

が挙げられます。また、法令改正に伴い、監督指針なども改正されています。

さらに、2028年3月1日には、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に係る保険業法施行規則及び関連監督指針の改正案の施行・適用も予定されています。

本稿では、これらの改正のうち、

- 保険募集の業務に関して新たに特定大規模乗合保険募集人に求められることとなった体制整備

- 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に係る改正の内容

及びこれらに関する実務上のポイント等について解説いたします。

第2 特定大規模乗合保険募集人

■ 特定大規模乗合保険募集人の要件

特定大規模乗合保険募集人とは、改正保険業法等で新たに定義されることとなった「特定大規模乗合生命保険募集人」(保険業法施行規則53条の13)及び「特定大規模乗合損害保険代理店」(保険業法294条の4柱書)のことをいい、概ね、二以上の所属保険会社等を有する法人の生命保険募集人又は損害保険代理店であって、直前事業年度において、保険募集の業務に関して生命保険会社又は損害保険会社から受領した手数料等が20億円以上の生命保険募集人又は損害保険代理店がこれに該当します。

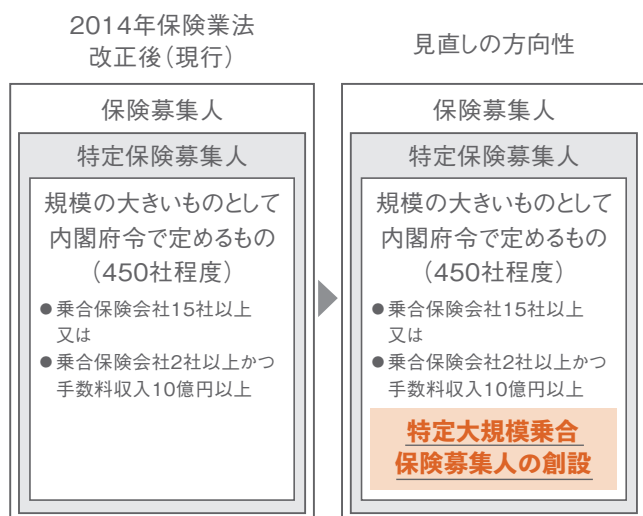
改正前から事業報告書の提出義務等がある規模が大きい特定保険募集人(保険業法303条、保険業法施行規則236条の2)という枠組みは存在しましたが、規模が大きい特定保険募集人のうち、一部の特定保険募集人が特定大規模乗合保険募集人に該当します。

^{注)1} 中古車販売店、自動車修理工場及び保険代理店を兼業していた株式会社ビッグモーターが、自動車修理工場として不正行為を行い、保険金を過大に請求していた事案のこと。

^{注)2} 共同保険の組成過程において、複数の損害保険会社が入札前に保険料の事前調整を行うといった、独占禁止法に抵触する行為が広く行われていた事案のこと。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

(参考) 金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」(第2回)の事務局資料^{注)3}から抜粋



2 保険募集に関して新たに特定大規模乗合保険募集人に求められる体制整備の内容

(1) 法令等遵守責任者の設置

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、保険募集の業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該営業所又は事務所において保険募集の業務を行う役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者(以下「法令等遵守責任者」といいます)を設置する必要があります(保険業法施行規則215条の4第1項1号、保険業法294条の4第1号)。

(ii) 実務上のポイント

この法令等遵守責任者の具体的な業務については、「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等の公布及びパブリックコメント結果の公表について」^{注)4}における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下「府令パブコメ」といいます) No.72において、「当該営業所又は事務所の役

員又は使用人から保険募集の業務に関する相談を受け付けて回答することや保険募集の業務に関する研修を実施すること等が考えられますが、必ずしもこれらに限られるものではありません。」と回答されています。加えて、監督指針では、大要、当該営業所等における保険募集の実態の把握・検証及び統括責任者への報告並びに不適切と認められる場合には改善に向けた措置を講じることや当該営業所等の法令等遵守状況等について、保険会社や当局から求められた場合、適切かつ十分な説明を行うことが求められています(監督指針Ⅱ-4-2-15-3(1))。

また、法令等遵守責任者は、「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」は、他の営業所等の法令等遵守責任者になることも認められています(保険業法施行規則215条の4第1項1号二、同227条の17第4号)。業務の実施に支障を及ぼすおそれについては、監督指針において、「例えば、法令等遵守責任者が担当する営業所又は事務所の数や規模、当該営業所又は事務所における契約件数、当該営業所又は事務所に所属する保険募集人の数、営業所又は事務所間の地理的近接性等の要素も踏まえつつ、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能であり、役割や職責が十分に果たされているかに照らして判断する。」(監督指針Ⅱ-4-2-15-3(1)(注))という考え方が示されています。具体的にどの範囲(兼務する営業所の数など)での兼務が認められるかは明らかにされていませんが、複数の営業所等の兼務を行う場合には、法令等遵守責任者の業務状況を適切にモニタリングし、その結果に応じて兼務状況を変更するなど、その業務を実効的に実施できるようにするため、PDCAを適切に回すことが期待されているものと考えられます。

^{注)3} https://www.fsa.go.jp/singi/sonpo_wg/siryou/20241016/1.pdf, 2026年8月18日最終閲覧

^{注)4} <https://www.fsa.go.jp/news/r7/hoken/20260330/20260330.html>, 2026年8月18日最終閲覧

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

なお、リモートワークやWeb会議等を用いて、法令等遵守責任者としての業務を行うことも可能と考えられますが注5、適宜実際に現場に行くことも重要であると考えられます。

(2) 統括責任者の設置

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、本店又は主たる事務所に、法令等遵守責任者を指揮するとともに、特定大規模乗合保険募集人の役員又は使用人に対し、これらの者が法令等を遵守して保険募集の業務を実施するため必要な助言又は指導を行う者（以下「統括責任者」といいます）を設置する必要があります（保険業法施行規則215条の4第1項2号、保険業法294条の4第2号）。

(ii) 実務上のポイント

監督指針では、大要、統括責任者の具体的業務として、法令等遵守責任者等を通じて、自社における保険募集の実態等の把握・検証及び不適切と認められる場合には改善に向けた措置を講じること並びに法令等遵守状況等について経営陣への定期的な報告や自社の法令等遵守状況等について、保険会社や当局から求められた場合、適切かつ十分な説明を行うことが求められています（監督指針Ⅱ-4-2-15-3(2)）。

この他、統括責任者には、「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にあること。」（保険業法施行規則215条の4第1項2号ハ(2)、同227条の18第3号ロ）等が求められています。

「統括責任者としての業務を適切に実施することができる管理的又は監督的地位にある限り、部長以上や取締役など、特定の役職についていることを求めるものではないとされていますが（府令パブコメNo.89）、WG報告書では「法令等遵守責任者や統括責任者の設置に当たっては、これらの者が保険代理店の経営陣に直接報告できるようなレポーティン

グラインが確保されていることや、営業部門からの介入が及ばないような体制が確保されていることが必要である」（7頁脚注9）との指摘もあることを踏まえると、基本的には、コンプライアンス統括役員のような当該特定大規模乗合保険募集人におけるコンプライアンス部門の責任者が統括責任者となることが想定されていると考えられます。また、監督指針においては、「営業部門からの独立性を確保した上で統括責任者を設置するとともに、統括責任者がその業務を適切に遂行できるよう、必要な人員の配置を含めた体制整備を行う」ことが求められています（監督指針Ⅱ-4-2-15-3(2)）。

これらを踏まえると、特定大規模乗合保険募集人には、単に統括責任者及び法令等遵守責任者を形式的に設置するだけでは足りず、統括責任者及び法令等遵守責任者を中心とした保険募集の業務に係る実効的な法令等遵守態勢を構築することが求められていると考えられます。

なお、統括責任者及び法令等遵守責任者については、生命保険協会及び日本損害保険協会それぞれにおいて資格試験が実施されており、業界の運用として、原則として当該資格試験に合格することが求められています。そのため、統括責任者及び法令等遵守責任者の設置に先立ち、候補者に対して、当該試験への合格を計画的に促していく必要があります。

注5 デジタル庁「令和7年通常国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等プロセスの実施において7項目の代表的なアナログ規制及びFD等の記録媒体を指定する規制に関係し得るとされた条項」（2025年）（https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.digital.go.jp%2Fassets%2Fcontent%2Fnode%2Fbasic_page%2Ffield_ref_resources%2F34a225ed-03be-4408-b00d-f9b88a5a2543%2F15ed7c58%2F20250718_meeting_administrative_research_outline_01.xlsx&wdOrigin=ROWSSELINK、2026年8月18日最終閲覧）では、特定大規模乗合損害保険代理店に設置が求められる法令等遵守責任者及び統括責任者については、「法律の施行時期に合わせ、通知・通達又は監督指針等でテレワーク等により法令等遵守責任者及び統括責任者の業務を実施できる旨を明確化する。」とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

(3) 苦情処理体制の整備

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、自らが行う保険募集の業務に関して、主に以下の内容の苦情処理体制の整備を行うことが求められています(保険業法施行規則215条の4第1項3号、同227条の19)。

- 苦情を受け付けたときは、遅滞なく、当該苦情に係る事項の原因を究明すること。
- 原因の究明の結果に基づき、改善が必要な場合には、所要の措置を講ずること。
- 苦情を申し立てた者から求めがあった場合には、原因の究明の結果等の説明を行うこと。
- 苦情を受け付けるための窓口を設置し、その連絡先を公表すること。
- 苦情処理に係る記録(苦情を申し立てた者の氏名や苦情の内容等)を作成し、保存すること(5年間)。
- 上記に係る社内規則等を整備すること。

(ii) 実務上のポイント

ここでいう苦情は、当該特定大規模乗合保険募集人が行う保険募集の業務に係る苦情に限られるため、例えば、共同募集における他社が行った保険募集の業務に係る苦情や所属保険会社等に対する苦情(保険金の支払に関する苦情等)については、当該特定大規模乗合保険募集人が行う保険募集の業務に係る苦情を含む趣旨ではない限り、対象外と考えられます。他方で、共同募集において、他社が受け付けた苦情であっても、その中に当該特定大規模乗合保険募集人が行う保険募集の業務に係る苦情が含まれる場合は、当該特定大規模乗合保険募集人が当該苦情の存在を認識した時点で苦情を受け付けたものとして、所要の措置を講じる必要があると考えられます(府令パブコメNo.110)。

また、「苦情」の定義については示されておらず(府令パブコ

メNo.106及び107)、各特定大規模乗合保険募集人において定める必要があります^{注)6}。これに関しては、例えば、「当社が行う保険募集の業務に係る当社に対する不満足の説明」などと定義することが考えられます。

(4) 保険募集指針の策定・公表・実施

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、保険募集に係る保険契約の引受けを行う保険会社の商号又は名称の明示、保険契約の締結に当たり顧客が自主的な判断を行うために必要と認められる情報の提供その他の事項に関する指針を定め、公表し、その実施のために必要な措置を講ずる必要があります(保険業法施行規則215条の4第1項4号、同227条の21第1項1号)。

(ii) 実務上のポイント

この保険募集指針は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第10条に基づき作成する勧誘方針とまとめて一つの指針(方針)として公表することも認められています(府令パブコメNo.121)。この趣旨からすれば、銀行窓販規制における保険募集指針(保険業法施行規則212条2項2号等)とまとめて公表することも可能であると考えられます。

(5) 内部監査のための体制整備

(i) 改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、保険募集の業務に係る内部監査を定期的に行うための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制を整備する必要があります(保険業法施行規則215条の4第1項5号、同227条の21第1項2号)。

注)6 当局に提出する事業報告書において、苦情の定義を記載する必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

(ii)実務上のポイント

内部監査については、「定期的に」行うための体制整備が求められていますが、具体的な手法については法令で定められていません。このため、各特定大規模乗合保険募集人の規模・特性に応じた柔軟な手法が認められていると考えられる一方、監督指針では「代表取締役及び取締役会等は、（中略）特定大規模乗合保険募集人の特性上、内部監査が極めて重要であることを認識し、内部監査に係る責任者がその業務を適切に遂行するために必要な人員の確保・配置を行うこと等を求めていることから（監督指針Ⅱ-4-2-15-4(3)1①ア.）、経営陣も関与して実効的な内部監査体制を構築することが期待されていると考えられます。

(6) 社内通報・相談のための体制整備

(i)改正の概要

特定大規模乗合保険募集人は、その役員又は使用人による保険募集の業務に係る通報及び相談に応じ、適切に対応するための責任者の設置、社内規則等の整備その他の体制を整備する必要があります（保険業法施行規則215条の4第1項6号、同227条の21第1項3号）。

(ii)実務上のポイント

府令パブコメNo.120を踏まえると、この社内通報・相談のための体制整備は、公益通報者保護法で求められる公益通報に対応するための体制整備義務（公益通報者保護法11条1項及び2項）とは異なるものであり、保険業法令に沿った体制を整備することが求められていると考えられる点については、留意が必要です。

(7)その他

これらの他、特定大規模乗合保険募集人に対しては、特定大規模乗合保険募集人に該当する旨の通知を所属保険会社等に行うこと、不祥事件に関して、全ての所属保険会社等（当該不祥事件に関して、当局に不祥事件届出を行った所属保険会社等を除く）に対して、その概要を通知する義務等が課されることとなりました（保険業法施行規則215条の4第1項7号及び8号、同227条の21第1項4号及び5号）。

第3 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保

■ 改正の経緯

改正前保険業法施行規則においては、乗合代理店（二以上の所属保険会社等を有する保険募集人のこと）が、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から、特定の保険契約を推奨販売する場合

① 顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約を提案する方法（改正前保険業法施行規則第227条の2第3項第4号ロ。いわゆるロ方式）

② ①による選別をすることなく保険契約を提案する方法（同号ハ。いわゆるハ方式）

という2種類の販売手法が認められていました。

しかし、WG報告書（7～8頁）において、以下の提言がなされたことを踏まえ、ハ方式が廃止されることとなりました。

顧客の意向にかかわらず、便宜供与等の乗合代理店の利益のみを優先して特定の保険会社の商品を推奨することとは、その理由を適切に説明していたとしても、顧客の適切な商品選択を阻害し得るものであり、最善の利益を勧告し

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

て誠実かつ公正に業務を遂行する義務を果たす観点からは適切な対応とは言えないと考えられる。

さらに、今般の保険金不正請求事案における保険代理店のように、本来は便宜供与を理由としているにもかかわらず、例えば経営方針であるなどとして保険代理店独自の理由であるかのように装った場合、それが露呈しづらいという課題もある。

このため、適切な比較推奨販売を確保する観点から、乗合代理店が比較推奨販売を行う場合には、乗合代理店における保険募集の実務や募集形態等も踏まえつつ、

- 顧客の意向に沿って保険商品を絞り込む
- 同保険商品の絞り込みに当たっては、顧客が重視する項目を丁寧かつ明確に把握した上で、意向に沿って保険商品を選別し、推奨することを求めているべき

2 改正の概要

(i) 概要・施行日等

改正後の保険業法施行規則においては、ハ方式が廃止され、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から保険契約を提案しようとする場合には、当該乗合代理店が取り扱う保険契約から顧客の意向に沿って保険契約を選別することが義務付けられることとなりました。

この改正は、関連する監督指針改正も含め、2028年3月1日に施行・適用されますので、同日までに、必要に応じて、システム改修を含め実務運用を変更する必要があります。

(ii) 実務上のポイント

「令和7年保険業法改正に係る内閣府令等及び『保険会社向けの総合的な監督指針』等の一部改正(案)に対する

パブリックコメントの結果等の公表について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」^{注)7}(以下「比較推奨パブコメ」といいます)では、約750件の意見及びそれに対する考え方が示されているため、本稿でその全てを紹介することはできませんが、以下では重要と思われる考え方をいくつか取り上げることとします。

①改正後の保険業法施行規則第227条の2第3項第4号ロに定める「二以上の比較可能な同種の保険契約」は、代理店委託契約又はこれに基づく覚書等により、当該代理店が取り扱うこととされている保険契約を前提に判断されることが明らかにされました(比較推奨パブコメNo.40等)。

加えて、代理店委託契約等において定められた取扱対象となる保険契約の中から、乗合代理店が独自の判断のみで、あらかじめ、推奨保険会社群や比較対象保険会社群などを設定し、それ以外の取扱保険契約を比較推奨販売の対象外とすることは適切ではないとの考え方が示されました(比較推奨パブコメNo.58等)。

これは、代理店の社内規則において取扱商品を定めることを認めていた「『平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案』に対するパブリックコメント結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(以下「H27パブコメ」といいます)のNo.510を否定するものと考えられます。

当該考え方を踏まえ実務を行っていた乗合代理店においては、新たに保険会社と覚書等を締結するなど、運用を変更する必要があると考えられますので、注意が必要です。

その他、

- 取り扱えない保険契約が誤って顧客へ提案されないよう、保険会社及び乗合代理店において実態に即して実効的に管理されることが重要(比較推奨パブコメNo.40等)

^{注)7} <https://www.fsa.go.jp/news/r8/hoken/20260828/20260828.html>, 2026年9月6日最終閲覧

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

に管理されることが重要（比較推奨パブコメNo.40等）

- 顧客に対しては、権限明示を適切に実施するとともに、当該保険代理店が取り扱う保険契約の範囲について誤認を与えないよう、分かりやすく説明することが重要（比較推奨パブコメNo.40等）

との考え方も示されており、顧客への提案・説明方法などについても再検討が必要になります。

- ②「顧客の意向」とは、保障（補償）内容、保険料水準、保険期間等の商品特性などといった顧客が自らのリスクや保険ニーズを適切に認識するための意向を指しているとの考え方が示され（比較推奨パブコメNo.217等）、顧客が「全て任せる」などと述べた場合であっても、その意思表示のみをもって、乗合代理店が任意に特定の保険会社又は特定の保険契約を選別し、提示・推奨することは適切ではないとされています（比較推奨パブコメNo.256等）。

これらの考え方を踏まえると、顧客の同意があることのみをもって、「顧客の意向」があると整理できない場合もあると考えられることから、留意が必要です。

- ③共同募集において取り扱うことのできる保険契約は、両募集人において共通して取り扱われる契約に限られるものの（H27パブコメNo.195における考え方を維持しています）、比較推奨販売の対象を一律に共同募集に係る保険契約に限定することまでを許容する趣旨ではなく、共同募集の枠組みでは取り扱えない保険契約であっても、顧客の意向に照らし重要な選択肢となり得る場合には、その旨を踏まえ、必要に応じて単独募集への切替え、取扱可能な保険募集人への引継ぎ等により、顧客の適切な商品選択の機会を阻害しないように対応することが求められるとの考え方が示されました（比較推奨パブコメNo.101）。

共同募集（複数の保険募集人が関与する実務上の募集形態）においては、2028年3月1日以降、顧客の意向に照らし重要な選択肢となり得る場合には単独募集などへの

切替えを求められることとなります。単独募集への切替えなどについては、募集方法や募集手数料の分配方法の見直しなど、既存の共同募集実務への影響が大きいと考えられるため、留意が必要です。

- ④顧客の意向に沿った商品が複数ある場合（例えば、顧客の意向に沿う医療保険が3商品（X・Y・Z）ある場合）、以下の2通りの推奨販売がいずれも許容されるとの考え方が示されました（比較推奨パブコメNo.368等）。

(ア)商品特性や保険料水準等によりXのみを推奨し、Xを推奨した合理的かつ一定の具体性を有する基準や理由等を説明した上で、推奨する特定の保険契約以外の保険契約（Y・Z）もある旨及び顧客の求めに応じて、それらの保険契約の概要又は契約内容を説明する旨を説明。

(イ)3商品（X・Y・Z）全てを推奨し、これらの保険契約の概要及び提示・推奨する基準や理由等を説明。また、顧客の求めに応じて契約内容の説明。

第4 おわりに

本稿では紙面の都合上、改正保険業法等における改正事項のうち、一部をご紹介しますこととしましたが、兼業業務を行う特定大規模乗合損害保険代理店に対する体制整備義務の創設等、他にも重要な改正が含まれています。

特定大規模乗合保険募集人等に新たに求められることとなった体制の整備等にあたっては、手探りの点も多いと思われますが、法令で定められる期限までに一度体制を整備した後も、当該体制整備の実施状況を検証し、状況に応じてアップデートしていくことが重要です。

本稿がご検討の一助となりましたら幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

【インドネシア法】

従業員から取締役へ

— 最高裁判所通達2022年1号の下に
おけるジレンマ —

第1 はじめに:

インドネシアにおいて暫定的な 取締役就任が発生する背景

多国籍企業グループにおいては、選任予定の取締役が海外の親会社から指名された外国人である場合があり、転勤、査証(ビザ)手続その他グループ内部の事情によりただちに着任できないことがあります。そのような場合、会社は既存のインドネシア人従業員に対し、暫定的に取締役に就任するよう求めることがあります。商業的な位置づけとしては、関係者全員がこれを暫定的な措置と理解している場合もありますが、法的な帰結は大きく異なり得ます。

主たる問題は、裁判所の職務遂行の指針としての2022年最高裁判所各部会全体会議の結論を適用することに関する2022年最高裁判所通達1号(Surat Edaran Mahkamah Agung Nomor 1 Tahun 2022 tentang Pemberlakuan Rumusan Hasil Rapat Pleno Kamar Mahkamah Agung Tahun 2022 Sebagai Pedoman Pelaksanaan Tugas Bagi Pengadilan、以下「最高裁判所通達2022年1号」といいます)に起因します。同通達は、同一会社の取締役に選任された従業員は、当該選任日をもって雇用関係が法律上終了したものとみなされるとの司法上の解釈枠組みを示しています。



大江橋法律事務所 弁護士
／ニューヨーク州弁護士
逢見 昂平

▶ PROFILE

kohei.omi@ohebash.com



Maramis Purba
Santi Singara法律事務所
／アソシエイト弁護士
Amanda Christie



Maramis Purba
Santi Singara法律事務所
／パートナー弁護士
Julius Singara

第2 区別が重要である理由:

従業員と取締役は権限及び その源泉が異なる

インドネシアにおける雇用関係は、主として労働法により規律されています。労働法1条3号は、労働者(pekerja/buruh)を、労働し、賃金その他の形態の報酬を受け取る者と定義しており、同法1条15号は、雇用関係(hubungan kerja)を、労働・賃金及び命令(pekerjaan, upah dan perintah)という要素を含む雇用契約に基づく使用者と労働者との関係と定義しています。

他方、会社法1条5号は、取締役会を、会社の利益のために、その目的及び事業目的に従って会社を運営し、かつ会社を代表して裁判上及び裁判外の行為を行う完全な権限及び責任を有する会社機関と定義しています。この点は同法92条1項及び98条1項にも反映されており、取締役は、会社法94条1項に基づき、株主総会により選任されます。

したがって、両者の権限の源泉は異なります。すなわち、従業員は雇用契約に基づき、指揮命令ないし従属関係の要素を伴う関係の中で労務を提供しますが、取締役は、株主による選任、会社法及び会社の定款に由来する法定の経営権限を行使します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

第3 暫定的な取締役就任が実務上複雑となる理由

この区別は理論上は明確であるものの、実務においては曖昧になり得ます。例えば、会社及び当該個人の双方が、インドネシア従業員の取締役選任があくまで一時的なものであり、当該個人の雇用を終了させる商業的意図がない場合があります。この場合、実務上の取扱いは変わらないままであることが少なくありません。例えば、当該個人は、引き続き同額の月額給与及び従業員向け福利厚生を受給し、人事・給与システム上も従業員として記録され続け、実質的に従前と同一の業務上の職責を果たし続けることがあります。ここに、会社の登記上は当該個人を取締役として記載する一方、雇用及び給与に関する記録上は従業員としての関係が継続しているという不整合が生じます。

この不整合は、正式な取締役が着任する準備が整うまで表面化しないことがあります。その段階に至って初めて、会社が単なる一時的な社内措置と考えていた事項が、別個の問題として浮上します。すなわち、暫定期間を通じて当該従業員の当初の雇用関係は継続していたのか、それとも取締役として正式に選任された時点で既に終了していたのかという問題です。この点が重要となるのは、雇用関係が終了したと判断された場合、法定の退職金請求権が発生するためです。

第4 インドネシアにおいて雇用終了が金銭的に重要な意味を持つ理由

インドネシアにおける雇用の終了 (*pemutusan hubungan kerja*) は、労働法及び有期雇用契約、アウトソーシング、労働時間・休息時間並びに雇用関係の終了に関する2021年政令

35号(以下「2021年政令35号」といいます)に基づき、法定の金銭給付を発生させることがあります。2021年政令35号40条は、雇用契約終了時の給付に関して、主要な3つの類型を定めています。

- 退職手当 (*uang pesangon*)
- 勤続功労金 (*uang penghargaan masa kerja*)
- 損失補償金 (*uang penggantian hak*)

同条2項の下では、勤続8年以上の従業員は、基本の退職手当として上限である9か月分の賃金を受け取る権利を有します。同条3項は、より長期の勤続に応じた勤続功労金を別途定めています。

もっとも、勤続年数は計算要素の一部に過ぎません。実際には、雇用契約終了の法的根拠により、2021年政令35号の下で適用される給付算定式が定まります。また、算定の基礎となる賃金の範囲は、総支給額よりも狭いものとされています。労働法157条1項は、退職手当及び勤続功労金の算定に用いる賃金要素が、基本給 (*upah pokok*) 及び固定手当 (*tunjangan tetap*) のみから構成される旨を定めています。賞与、インセンティブ及び非固定手当はこれに含まれず、賃金に関する2021年政令36号66条は、賃金が基本給及び非固定手当から構成される場合、算定の基礎は基本給のみとする旨を確認しています。

したがって、雇用関係が終了したとみなされる日及びその法的根拠、並びに当該個人の賃金構成要素の分類は、いずれも会社の金銭的リスクに重大な影響を及ぼします。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

第5 最高裁判所通達2022年1号： 取締役を選任された従業員に 関する最高裁判所の立場

中心となる法的動向は、最高裁判所通達2022年1号に見出されます。もっとも、同通達は、法令の形成に関する2011年法律12号が定める法令体系上の法規範そのものではありません。同通達は、最高裁判所の各法廷における年次全体会議で採択された解釈枠組みを、司法実務の指針として周知するものであり、法律のように一般国民を拘束するものではないものの、労使関係裁判所の裁判官はこれを適用しています。同通達は、概要、従業員が株主総会を通じて同一会社の取締役に選任された場合、当該選任日をもって雇用関係が法律上当然に終了する旨を定めています。

当該個人は、その結果として、適用法令に従った退職金給付を受ける権利を有します。算定にあたっては、

- 勤続期間は、雇用開始時から取締役就任時までとして算定され、
- 適用される賃金は、取締役就任直前における当該従業員の最終賃金とされます。

したがって、この解釈枠組みの重要な点は、取締役への選任行為それ自体が、従前の雇用関係を終了させる事由として扱われるということです。この効果が生じるために、会社からの別途の解雇通知や従業員による退職の意思表示が明示的に要求されているわけではありません^{注)1}。そして、取締役選任を単なる一時的な社内措置とみなす会社にとっては、この原則により、当事者の当初の商業的意図とは著しく異なる結果が生じ得ます。

第6 解釈上の空白： 最高裁判所通達2022年1号 が解決していない事項

問題は、最高裁判所通達2022年1号をより複雑な事実関係に適用する場面で生じます。特に、同通達は以下の点を明示的に扱っていません。

- 取締役への就任が明示的に一時的又は暫定的であることが意図されていた場合にも、同一の効果が生じるか否か
- 選任後も給与、従業員向け福利厚生、人事登録及び実質的に変わらない業務上の職務が継続する場合に、これらをどのように取り扱うべきか
- 会社が当該個人の雇用を終了させる意図を有していなかったという当事者間の合意事項が文書化されている場合、これにどの程度の重みを与えるべきか
- そして最も重要な点として、2021年政令35号の下でいずれの終了算定式が適用され、支払うべき退職金を決定すべきか

2021年政令35号36条は、雇用が終了し得る事由を列挙しており、その後の各条項は、依拠する事由に応じて異なる給付内容を定めています。しかし、同一会社の取締役への選任は、独立した終了事由として明示的には規定されていません。換言すれば、最高裁判所通達2022年1号及び2021年政令35号のいずれも、この状況に対応する退職金の算定式を定めていません。

このような不確実性により、同一の取決めが相反する2つの立場を支持し得る状況が生じます。従業員側は、最高裁判所通達2022年1号及び株主総会決議を根拠として、選任日をもって雇用関係が法律上当然に終了したと主張すること

注)1 なお、上記解釈枠組みが対象とするのは、株主総会を通じた同一会社の取締役への選任であり、他のグループ会社の役員への選任、又は会社機関を構成しない社内管理職への昇進は対象とされていません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

が考えられます。他方、会社は、選任の暫定的性質、給与及び福利厚生継続の並びに当事者間の当時の共通認識を、終了の意図がなかったことの証拠として主張することが考えられます。

会社の登記上は当該個人を取締役として記載する一方、雇用及び給与に関する記録が従業員としての地位を反映し続けている場合、双方の立場はいずれも一定の説得力を有し得るため、会社は、雇用関係が継続していたか否かをめぐり争いにさらされるとともに、支払うべき金額についても不確実性を負うことになります。

第7 退職金の算定： 考えられるアプローチとその財務上の影響

1 退職金算定において考えられるアプローチ

2021年政令35号は取締役への選任を独立の終了事由として明示的に規律していないため、一つのアプローチとしては、当該法的地位の移行に最も類似する法令上の規定に依拠するという方法が考えられます。

2021年政令35号36条g号は、使用者が特定の行為（雇用契約上合意された範囲外の業務に従業員に行わせることを含みます）を行ったことを理由として、労働者から申し立てられる終了の申請に関するものです。2021年政令35号48条は、2021年政令35号36条g号に定める事由による終了について、以下を発生させる旨を定めています。

- 40条2項に基づく1倍の退職手当
- 40条3項に基づく1倍の勤続功労金
- 40条4項に基づく損失補償金

この類推を主張し得る根拠は、当該個人が単に他のポジ

ションに異動するのではなく、会社を経営し、代表する権限を有する法定の役員としての地位に就くものであり、その職責が従前の雇用契約上のものと実質的に異なる点にあります。これを前提とすれば、2021年政令35号48条と2021年政令35号36条g号を併せて適用することにより、「1倍補償方式」の主張には一定の合理性があると考えられます。

しかしながら、これはあくまで類推解釈である点に留意が必要です。2021年政令35号36条g号は、使用者による特定の種類の行為を前提としており、2021年政令35号36条h号及び49条によれば、労使関係紛争解決機関が使用者による当該行為の存在を認めなかった場合、労働者は損失補償金及び送別手当のみを受け取ることになります。したがって、1倍の結果を支持する根拠として依拠される規定は、同時に、著しく低い結果に至る道も提供していることになります。

2 退職金の試算例

上記の解釈に基づく試算例は以下のとおりです。なお、試算にあたっては、以下の事実関係を前提とします。

- 2007年7月15日に入社
- 2023年2月23日に取締役就任
- 取締役就任時点までの勤続年数が約15年7か月
- 取締役就任直前の月額総支給額がIDR 85,000,000であり、その内訳は以下のとおり
 - ✓基本給: IDR 60,000,000
 - ✓固定手当: IDR 10,000,000
 - ✓非固定手当: IDR 15,000,000

この場合、退職金の算定基礎となる賃金は、総支給額であるIDR 85,000,000ではなく、基本給及び固定手当の合計額であるIDR 70,000,000となります。そして、上記で検討した「1倍補償方式」を適用した場合、補償額は以下のとおり試算されます。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

●退職手当

2021年政令35号40条2項によれば、勤続年数が8年以上の労働者については、9か月分の賃金相当額の退職金が支給されます。

$$9 \times \text{IDR } 70,000,000 = \text{IDR } 630,000,000$$

●勤続功労金

2021年政令35号40条3項によれば、勤続年数が15年以上18年未満の労働者については、6か月分の賃金相当額の勤続功労金が支給されます。

$$6 \times \text{IDR } 70,000,000 = \text{IDR } 420,000,000$$

●小計

したがって、退職金及び勤続功労金の合計額は、IDR 1,050,000,000となります。

なお、この金額には、2021年政令35号40条4項に基づく損失補償金は含まれていません。

本試算例は、本論点が企業にとって極めて重要な経済的影響を有することを示すとともに、補償額が算定基礎賃金の認定に大きく左右されることを示しています。仮に、基本給及び固定手当ではなく、月額総支給額 (IDR 85,000,000) を算定基礎として用いた場合には、同じ事案における潜在的な支払負担額はIDR 1,275,000,000に達することになります。

3 最近の実例

最近の実例として、当職らが、南ジャカルタの労働・移住・エネルギー局 (Suku Dinas Tenaga Kerja, Transmigrasi dan Energi) における調停手続において、ある外国資本公司を代理した事案があります。

当該事案では、勤続約4年9か月の従業員が、株主総会の書面決議に基づき同一会社の取締役を選任されており、当該役職が暫定的なものであるとの共通認識は当事者間にあったものの、それが一時的なものであることを記録した書

面は存在しませんでした。

当該従業員は、最高裁判所通達2022年1号に依拠し、選任時に雇用関係が終了したと主張し、就業規則に基づき2倍の退職手当及び2倍の勤続功労金並びに損失補償金として、合計IDR20億を超える金額を請求しました。

調停官は、会社に退職金の支払義務があることは認めたものの、1倍の退職手当、1倍の勤続功労金及び未消化の年次有給休暇分の支払を勧告し、割増倍率及び住宅・医療手当分の15%の加算については、いずれも認めませんでした。

当職らの見解では、上記結論自体は妥当であったものの、その理由付けには疑問がないわけではありません。調停官は、1倍とする算定の根拠を2021年政令35号43条2項 (損失を防止するための効率化措置を理由とする終了に関する規定) に求めましたが、本件ではそのような事実関係は存在しませんでした。これはまさに、当該空白がもたらす実務上の帰結を示すものです。すなわち、事案に適合する事由が存在しない場合、判断権者は、自らが妥当と考える倍率を導く規定であれば、法的な裏付けが薄弱であっても採用してしまう可能性があるということです。

当事者は、労使関係裁判所への手続に進むことなく、当該勧告を受け入れて1倍の内容で和解しました。これは有用な目安とはなりますが、拘束力のある先例ではありません。

第8 暫定的な選任に先立つリスク管理

最も有効なアプローチは、事前の予防措置です。既存の従業員を暫定的な取締役として選任する前に、会社は、当該選任を単なる会社の秘書的業務としてではなく、会社法及び労働法の双方に関わる事項として取り扱うべきです。具体的には、以下の措置を実施するべきです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

1 選任が暫定的なものであることの文書化

選任が真に一時的なものである場合、その旨を記録する文書には、正式な取締役の選任、着任又は準備が整うまでの欠員を繋ぐことを目的とする旨、及び想定される期間又は客観的な終了事由を記載すべきです。もっとも、この文書化は、暫定的な選任について例外を設けていない最高裁判所通達2022年1号の適用を排除するものではありません。しかしながら、このような文書化は、当事者の意図を記録するものとして重要性を有します。

2 既存の雇用関係の取扱いの決定

雇用関係に与える影響については、株主による選任の承認に先立ち検討しておくべきです。給与の支払が継続していることをもって雇用関係が維持されるであろうという前提の下に、既存の雇用契約をそのまま放置すべきではありません。会社は、選任後にいかなる法律関係を存続させることを意図するのかを決定し、その旨を文書化すべきです。

3 報酬の根拠の明確化

会社法96条の下では、取締役の報酬及び手当は、株主総会、又は株主総会から権限を委譲された場合にはコミサリス会（監査役会）によって決定されます。選任後の支払が取締役としての報酬を意図している場合には、これに対応する適切な会社としての承認手続を経るべきです。

4 暫定措置が長期化した場合の見直し

当初数か月程度と見込まれていた措置が実質的にそれより大幅に長期化した場合には、会社法上、労働法上及び報酬

に関する文書をあらためて見直すべきです。すなわち、会社の登記上の記録、雇用に関する文書、報酬の取決め及び当事者の実際の行動が、すべて整合した一つの法的な事実を示すように整理すべきです。

第9 既に問題が生じている場合の対応

従業員が、雇用への影響について明確な整理のないまま既に取締役に選任されている場合、会社は速やかにこの問題に対処すべきです。

第一段階として、雇用契約、当該個人を取締役に選任した株主総会決議及びその効力発生日、選任の目的として記載された内容、給与及び福利厚生 の取扱い、取締役報酬に関する承認の有無、並びに選任後に実際に遂行された職務内容など、主要な資料及び事実関係を確認することが必要です。

その上で、会社は、会社法上の側面と労働法上の側面を、それぞれ別個に検討すべきです。会社法の観点からは、会社は、会社法及び定款に従って、当該個人がどのように取締役の地位を退くこととなるのかを決定しなければなりません。労働法の観点からは、当該選任が最高裁判所通達2022年1号の下で従前の雇用関係を終了させたものであるか否か、及び終了させたと判断される場合にいかなる退職金給付が発生し得るかを検討すべきです。

当事者の見解が異なる場合には、当事者としては、まず、円満な和解による解決を試みます。これには、雇用に関する請求権の完全かつ最終的な放棄及び免除を伴う合意された和解金の支払が含まれることがあり、これらは労使和解契約（*Perjanjian Bersama*）として記録され、労使関係裁判所に登録されます。

和解に至らない場合、当該紛争は、労使関係紛争解決に

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

関する2004年法律2号に基づき、二者間交渉から開始し、調停及び労使関係裁判所での訴訟へと進む可能性があります。

第10 結論

既存の従業員を暫定的な取締役として選任することは、単なる一時的な社内措置として扱われるべきではありません。最高裁判所通達2022年1号の下では、このような選任は、選任日をもって当該従業員の既存の雇用関係を終了させる結果を招く可能性があり、法定の退職金給付を発生させることがあります。

実務上の困難は、最高裁判所通達2022年1号が暫定的な取締役選任について明示的に規律しておらず、また2021年政令35号の下で適用すべき具体的な補償算定式を定めていないこと、さらに、(憲法裁判所決定第168/PUU-XXI/2023号以降)法定の金額はあくまで最低限度としてのみ機能するとされている点にあります。これらの事情により、法的及び財務的な不確実性が生じ、とりわけ当該個人が取締役就任後も従業員としての給与及び福利厚生を受給し続けている場合には、その不確実性は一層顕著になります。

したがって、会社は、従業員を取締役に選任する前に、雇用に関する影響について対応しておくべきです。選任の性質及び期間、既存の雇用関係の取扱い、報酬の根拠、並びにこれらを裏付ける会社法上及び労働法上の文書は、当初の段階から明確に整合させておくべきです。早期かつ一貫した文書化こそが、暫定的な取締役就任が重大な労働紛争へと発展することを防ぐ上で極めて重要となります。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

医薬品等に関する日本版 Warning Letter制度が 始まっています

大江橋法律事務所 弁護士
井上 拓磨

▶ PROFILE

takuma.inoue@ohebash.com

第1 本稿の目的

医薬品を含むライフサイエンス・ヘルスケア業界に身を置く方々であれば、「国内企業である〇〇社に対して、USの規制官庁であるFDA（米国食品医薬品局）からWarning Letter（警告状）が発行された」といったニュース^{注1}を耳にされたことがあるのではないかと思います。

ところで、令和7年9月から、そのUSのWarning Letter制度を参考にした日本版Warning Letter制度（以下「本件制度」といいます）の運用が始まっているという事をご存知でしょうか。本件制度の運用が始まってから約1年が経過していますが、本稿執筆時点では、本件制度に基づいて公表に至った例はありません。もっとも、万が一の場合を想定して、本件制度の内容を理解しておくことは、有事の際の対応の出発点になります。本稿では、本件制度をより深く理解するために、USのWarning Letter制度の内容や同制度との違いをご紹介します。

第2 日本版Warning Letter制度

■ 日本版Warning Letterの概要及び目的

(1) 概要

令和7年9月から、GMP調査^{注2}の結果が不適合であった場合、調査対象製造業者等に交付したGMP調査不適合連絡書の内容を同意^{注3}の上で公表する制度が始まっています。

本件制度の詳細については、「GMP調査要領の制定につい

て」令和6年3月29日付け医薬監麻発0329第9号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知 [一部改正] 令和7年9月2日 [最終改正] 令和8年3月19日^{注4}別添の「GMP調査要領」の「第5.GMP調査結果の公表に関する手順」をご参照ください。

(2) 本件制度の目的

本件制度の目的は、GMP調査要領において、次のように説明されています。

調査当局が実施したGMP調査の結果について、調査対象製造業者等を明らかにした上で総合機構のウェブサイト公表することにより、国際整合及びGMP調査の一層の透明性を確保することを目的とする。さらに、結果が不適合であった場合には、調査対象製造業者等に交付したGMP調査不適合連絡書の内容を公表することにより、製造業者における不正防止及びGMP管理の改善、調査対象製造業者等に関連する製造販売業者等による迅速な影響評価の実施等に資することを目的として定めるものである。

すなわち、本件制度は、①国際整合及びGMP調査の一層の透明性の確保、②製造業者における不正防止及びGMP管理の改善、③調査対象製造業者等に関連する製造販売業者等

^{注1} 報道等によれば、本年5月にもFDAが国内企業に対して警告状を発行しているとのことです。

^{注2} GMP調査とは、医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（GMP省令）への適合性等に関して調査をするもので、製造販売承認前適合性調査（薬機法14条7項等）、製造販売承認後等適合性調査（薬機法14条7項、9項等）、区分適合性調査（薬機法14条の2第2項）等を広く含みます。

^{注3} なお、後述するように、同意がなくても公表される場合もあります。

^{注4} <https://www.pmda.go.jp/files/000279918.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

による迅速な影響評価の実施等に資することの3つを目的としていることとなります。②は、他の製造業者等の事例を参考に、自社の問題に気付く機会を提供したり、製造業者等に事例を水平展開することで全体の速やかな改善を図ることをその狙いとしています。

2 本件制度に基づく公表対象及び公表項目

本件制度に基づく公表対象及び公表項目の概要は以下のとおりです^{注)5}。

公表対象	全てのGMP調査 ※医薬品については令和7年9月2日以降に申請された適合性調査又は実施した立入検査 ※医薬部外品については令和8年4月1日以降に申請された適合性調査又は実施した立入検査
公表項目	調査実施日、製造業者等の氏名(法人にあっては、名称)、製造業者等の住所、製造所等の名称、製造所等の所在地、許可・登録・認定番号及び年月日、調査の範囲、調査の分類、妥当と判断される改善が認められなかった不備事項及び改善状況の概要、調査結果判定年月日

3 公表に関する同意手続について

本件制度に基づく公表は、調査対象製造業者等から同意を得た上で行うことになっています。

その具体的な手続は、以下のとおりです。①調査当局は、調査対象製造業者等に交付したGMP調査不適合連絡書につき、GMP調査不適合連絡書の公表に係る同意確認書により公表についての同意の可否についての回答を求めます。それに対して、②調査対象製造業者等は、同意の可否を回答し、③可能である場合、個人情報又は企業の機密情報に係るマスキングを希望する箇所を同意確認書に記載します。④調査当局は、③のマスキングの希望箇所の妥当性を検討し、調査対象製造業者

等と調整の上、公表版のGMP調査不適合連絡書を作成します。その上で、⑤調査当局は、調査対象製造業者等に公表版のGMP調査不適合連絡書の記載内容の確認及びこれに係る同意書(①とは別の同意書になります)の提出を求めます。このようにして、調査対象製造業者等から⑤の同意書が提出された場合に、PMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)のWebサイトに公表版のGMP調査不適合連絡書が掲載されることとなります。

仮に、②において、調査対象製造業者等の同意が得られなかった場合は、上記の手続による公表は行われません。但し、不適合と判定した理由に起因する不利益処分事案の公表や調査対象製造業者等自らによって当該判定の理由となった不備事項の公表が行われた場合には、当該GMP調査不適合連絡書に記載された事実が公となっていることから、GMP調査不適合連絡書の内容を公表することに係る同意は不要とされており、上記の③以降に準ずる形でマスキングの箇所の調整が行われた後、公表されることが予定されています。

4 【補足】本件制度が制定されるまでの経緯と企業における「対応手順」

(1) 本件制度が制定されるまでの経緯

医薬品の製造業者等において製造管理及び品質管理上の不正事案が頻発している状況を踏まえ、我が国では、GMP調査情報の発信の在り方について、「医薬品製造業者等における品質問題事案の発生予防及び品質の継続的な維持向上に向けた調査研究」(厚生労働行政推進調査事業費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)研究代表者:熊本保健科学大学蛭田修教授)(以下「本件調査研究」といいます)等において調査・研究が行われてきました。

^{注)5} <https://www.pmda.go.jp/files/000279919.pdf>を元に作成

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受けいただければと存じます。

本件調査研究の研究テーマの一つである「官民の品質リスク情報コミュニケーションの在り方に関する検討」の一環として、規制当局によるリスク情報の共有の在り方が検討されました。そこでは、主に、FDA、EU等の制度や業界に対するアンケートをもとに本件制度の在り方について検討を進めていたところ、令和7年から日本版Warning Letter制度が運用開始されることが決まったため、本件調査研究における令和6年時点での日本版Warning Letter制度の骨子^{注)6}をベースに検討が進められ、本件制度の運用開始に至っています。

(2) GMP調査不適合連絡書の公表制度の運用開始に伴う調査対象製造業者等及び関連製造販売業者における対応手順

基本的には、当該骨子の内容が本件制度に反映されています。もっとも、当該骨子においては、以下に示すとおり製造販売業者、製造業者等からの情報発信に関する項目が含まれていました。ただ、本件制度及びその根拠となるGMP調査要領は、行政側の手順を示すものであり、その性質上、製造販売業者、製造業者等からの情報発信に関する項目は、含まれていません。

製造販売業者、製造業者等からの情報発信

I. 製造販売業者による情報開示のリスク低減策

回収等の市場措置を行う場合又は供給に支障が生じる場合には、市場の混乱や不安を与えないよう、行政が開示する情報とリンクするようにして、影響を受ける品目情報、出荷/保留/廃棄等に関する情報、該当医薬品に対する処置報告、医薬品安定供給への影響・進捗状況等の情報を、各社のWeb.Siteに情報開示

II. 製造業者による情報開示のリスク低減策

製造業者が特定されたネガティブな情報開示となることから、医療機関や患者等に不安を与えないよう、行政が開示する情報とリンクするようにして、責任役員の所見/誓

約、改善計画(概要)、改善の進捗状況又は不適合状況の解消状況・改善結果報告、不適合状況の解消期限等の情報を、各社のWeb.Siteに情報開示

当該内容を踏まえた調査対象製造業者等及び製造販売業者における対応については、本件調査研究の令和7年度分担研究報告「テーマ2: 官民の品質リスク情報コミュニケーションの在り方に関する検討」添付資料2-2^{注)7}において、「GMP調査不適合連絡書の公表制度の運用開始に伴う調査対象製造業者等及び関連製造販売業者における対応手順」というQ&A形式で整理されています。今後、運用実態に応じた追加修正が予定されているものではありませんが、企業側の対応について検討がなされており、有事の際の対応を検討する上で、一つの参考になると思います。

第3 FDAのWarning Letter制度^{注)8}

■ はじめに

FDAのWarning Letter(警告状)は、例えば、プロモーションに関する規制違反に対して発行されることもありますが、実務上、Warning Letterは、FDAによる施設の査察(inspection)に関連して発行されることが多いと言われています。GMP調査の結果を公表するという本件制度との比較においてもFDAによる施設の査察と結び付けておいた方が理解に資すると考えられるため、FDAによる施設の査察についても触れつつご説明します。

注)6 本件調査研究令和6年度分担研究報告

「テーマ2: 官民の品質リスク情報コミュニケーションの在り方に関する検討」参考資料2-3-1 (https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202424029A-buntan2_1.pdf)

注)7 https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202524027A-buntan2.pdf

注)8 手続については、FDAの職員向けの参考マニュアル(<https://www.fda.gov/media/71878/download>)を参照しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

2 Warning Letterとは

Warning Letterは、重大な法令違反に対して、FDAが書面で警告する文書です。対象が企業の場合は、CEO宛に発行されます。強制力を有する行政措置や法的措置を講じる前に、対象となる企業等に対して、任意に違反状態を是正する機会を提供し、一定の期限で返答を求めるもので、非公式かつ助言的な性質を有するにすぎません。

3 FDA inspection(査察)とは

(1) FDAが行う査察

FDAは、US市場で流通する医薬品・医療機器・食品を製造、加工、包装、保管する工場、倉庫、施設等(以下「施設等」といいます)に立ち入り、査察(inspection)を行う権限を有します。

査察の流れ自体は、基本的には、日本におけるGMP調査と同様であり、施設等にFDAの査察官が立ち入り、隅々までチェックするほか、関係する手順書(SOP)等のGMP文書の開示を要求し、当該施設等がGMPのルールを遵守しているのかを確認します。

(2) 査察におけるWarning Letterの発行

規制からの重大な逸脱が認められた場合、査察終了時にForm483と呼ばれる文書により、査察結果の報告が提供されます。Form483を受領した施設等は、査察終了後15営業日以内に、是正措置・予防措置等について回答を提出する必要があります。Form483を受領した後の対応が不適切であると判断された場合、Warning Letterが発行されることがあります。

注)9 5で述べるように、FDAのWarning Letterは基本的に公開されるため(<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/compliance-actions-and-activities/warning-letters>)、内容を確認することが可能です。

4 Warning Letterの記載内容

Warning Letterの形式は様々ですが、基本的な要素は概ね共通しています。多くのWarning Letterは、「WARNING LETTER」とのタイトルで、企業名、製造所、査察日のほか、査察で発見された法令違反の基礎となる事実を特定し、該当する法令の条文を引用しています注)9。

Warning Letterには、通常15営業日以内に、受領者が講じた又は講じる予定の是正措置を当局に対して通知するよう求められ、適切な対応を怠った場合、製品の押収、差止め、輸入制限その他の強制的な執行措置がとられる可能性がある旨が記載されます。

5 Warning Letterの公開

FDAが発行したWarning Letterの多くは、(同意等を取得することなく)FDAのWebサイトで公開されます。そのため、強制的な執行措置に至らずとも、Warning Letterの発行そのものが会社のレピュテーションに影響を与えます。

6 Warning Letterへの対応等

Warning Letterへの回答が実行されず、それに対して適切な説明がないとFDAが判断した場合、製品の押収、差止め、輸入制限その他の強制的な執行措置がとられる可能性があります。

FDAによって、Warning Letterで指摘された法令違反に対する是正措置の評価を完了した場合、施設等においてWarning Letterで指摘された法令違反へ対応した旨を述べたクローズアウトレター(Warning Letter closeout letter)が発行されることがあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。

第4 【ご参考】日本版 Warning LetterとFDAの Warning Letterとの違い

以上を踏まえた本件制度とFDAのWarning Letterとの違いを整理した表は次のとおりです。

項目	日本	FDA
対象となる製品	医薬品・医薬部外品	医薬品・医療機器・食品・化粧品・タバコ等
公表対象	GMP調査のみ	査察に限らず、重大な法令違反を認識した場合
公表される場合	GMP調査の結果が不適合	重大な法令違反
公表項目	調査実施日、製造業者等の氏名（法人にあっては、名称）、製造業者等の住所、製造所等の名称、製造所等の所在地、許可・登録・認定番号及び年月日、調査の範囲、調査の分類、妥当と判断される改善が認められなかった不備事項及び改善状況の概要、調査結果判定年月日	項目は、概ね共通 （但し、左記のうち「調査の分類」や「調査結果判定年月日」は記載されない）
位置づけ	改善促進のための公表	警告（非公式の助言）＋公表
公表についての同意	あり（例外も）	なし
改善されない場合	直接的には予定されていないが、行政指導に結び付く可能性がある（不適合と判定した理由に起因する不利益処分がなされることはあるが、Warning Letterに対する対応等によるものではない）	製品の押収、差止め、輸入制限等

第5 おわりに

これまで見てきたように、本件制度は、PMDAのWebサイトにおいても「いわゆる日本版 Warning Letter 制度」と呼称されてはいるものの、本件制度が参考にしたUSの Warning Letterとは、性格が異なる部分を有しています。

一方で、USの Warning Letterによる「公表」に伴うレピュテーションへの影響等は国内企業にとっても重要なものでしたが、その「公表」の要素は、本件制度も備えています。特に、USの Warning Letterが重大な法令違反を契機として発行される一方で、本件制度は、重大な法令違反ではなく、GMP調査が「不適合」という極めて例外的な場合のみを対象としています。その結果、本件制度がレピュテーションに与える影響は、

USの Warning Letterが発行される場合よりも重大とすらいえるかもしれません。

紙幅の関係で本稿では取り上げておりませんが、本件制度の導入から約半年後の令和8年4月からは、GMP調査結果が適合であった場合に、その結果等をリスト化し、PMDAのWebサイトで一元的に公表する制度が開始されています。このように、本件制度を含めて、GMP調査情報の発信については、今後、国際整合を目指してさらなる拡充が予想されるところです。本件制度の運用事例が蓄積されるにつれて、企業に求められる実務対応もより明確になっていくものと思われる、引き続き、本件制度の運用状況や関連する行政動向を注視していくことが肝要であろうと思われます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受けいただければと存じます。